

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県A I 救急相談自動応答システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

埼玉県保健医療部医療整備課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。なお、格付は提案書の提出時に取得している格付によること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 一三三、田中 電話048-830-3559（直通）
電子メールa3530-02@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月11日（水）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月10日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月10日（火）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県保健医療部医療整備課 平成30年7月11日（水）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年6月22日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、技術評価項目書の項目等は、別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年6月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required :

Development of an Automatic Response System for Emergency Counseling using Artificial Intelligence.

(2) Deadline for Submissions :

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., July 11, 2018

By registered mail or in person: 5:00 p.m., July 10, 2018

(3) Contact Information :

Medical Advancement Division, Department of Public Health and Medical Services, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-3559

別記

落札者決定基準

項番	大区分	中区分	小区分	記述内容	要求状況	配点	
1 一般的事項						150	
1	1	1 基本事項	1 基本的な考え方	AI救急相談自動応答システムの開発目的やシステムが有する機能などを踏まえ、開発に当たっての基本方針を記述すること。	必須	50	
2			2 システムの特徴	基本的な考え方を踏まえ、提案するシステムの機能要件や非機能要件の特徴について記述すること。	必須	50	
3			3 導入後の効果	提案するシステムを導入した場合、どのような効果が期待できるかを具体的に記述すること。	必須	50	
2 システム要件						550	
4	1	1 機能要件	1 チャットボット	仕様書に記載したチャットボットに関する機能について、画像イメージ等を用いて具体的に記述すること。なお、画面イメージを提案する際にはチャットボットの入力画面のイメージが分かるようにすること。	必須	100	
5			2 AI	仕様書に記載したAIに関する機能について、画像イメージ等を用いて具体的に記述すること。	必須	100	
6			3 症状別テーブル（緊急度判定）	仕様書に記載した症状別テーブルに関する機能について、画像イメージ等を用いて具体的に記述すること。	必須	100	
7			4 運用	仕様書に記載した運用に関する機能について、画像イメージ等を用いて具体的に記述すること。	必須	50	
8			5 その他	仕様書に記載した各要件を実現するための特筆すべき提案や仕様書に記載した要件のほかに有用な機能の提案があれば具体的に記述すること。	任意	50	
9	2	2 非機能要件	1 非機能要件	仕様書に記載した非機能要件の各項目について、具体的な方策を記述すること（特にセキュリティ要件の実現方法について重点的に記載すること。）。	必須	100	
10			2 その他	仕様書に記載した各要件を実現するための特筆すべき提案や仕様書に記載した要件のほかに有用な機能の提案があれば具体的に記述すること。	任意	50	
3 稼働環境要件						150	
11	1	1 稼働環境要件	1 構成	仕様書に記載した要件を踏まえ、本システムが稼働する環境について、ハードウェア構成、ネットワーク構成等を具体的に記述すること。特にクラウドサービスに関してはデータセンターの設備等の概要についても記述すること。	必須	100	
12			2 その他	稼働環境要件に関し、特筆すべき提案があれば具体的に記述すること。	任意	50	
4 その他の要件						250	
13	1	1 導入支援における要件	1 導入支援における要件	仕様書に記載した要件を理解し、導入支援の考え方について具体的に記述すること。	必須	50	
14			2 設計・構築要件	仕様書に記載した要件を理解し、設計・構築の考え方について具体的に記述すること。	必須	50	
15			3 テスト要件	仕様書に記載した要件を理解し、各種テストの実施方法や注意点等を具体的に記述すること。	必須	50	
16			4 運用保守要件	仕様書に記載した要件を理解し、運用保守の要件や考え方について具体的に記述すること。	必須	50	
17			5 契約条件等	仕様書に記載した要件を理解し、契約条件等の考え方について具体的に記述すること。	必須	50	
5 その他						400	
18	1	1 運用コスト	1 運用コスト	クラウドサービス利用料や運用保守費用等について内訳とともに記載すること。	必須	200	
19			2 課題解決	1 相談員等意見聴取	システム開発の過程で実施する相談員等への意見聴取について、実施方法や意見聴取後の対応方法について、具体的に記述すること。	必須	50
20				2 その他	システム開発の過程において発生すると考えられる課題があれば解決の方策とともに記述すること。	任意	50
21			3 本県が享受するメリット及び全国展開について	1 本県が享受するメリット及び全国展開について	本県が先行県として本システムを開発するに当たり、メリットとなる提案があれば具体的に記述すること。また、他都道府県への積極的な全国展開の意思があれば、その戦略について具体的に記述すること。	任意	100
合計						1,500	